

新政府の樹立 ※₁戊辰戦争の進行と併行して

2 **1868** 年1月 王政復古と天皇の外交権掌握を各国に通告

3月 3 **五箇条の誓文** 公布

4 公議世論の尊重、5 開国和親、旧習からの脱却など …新政府の方針

6 由利公正ゆりきみまさ(越前)が起草、7 福岡孝弟たかちか(土佐)が改訂、8 木戸孝允が加筆修正
天皇が百官を率いて神々に誓約する形式 …天皇親政

9 **五榜の掲示** (10 五枚の高札) …民衆支配の方針

11 儒教道徳、12 徒党・強訴の禁止、13 **キリスト教の禁止** など …幕府の政策を継承

閏4月 14 **政体書** …新しい政治組織 (後述)

7月 江戸を 15 **東京** と改称 8月 明治天皇の即位式

9月 明治改元→16 **一世一元の制** ※翌年3月 二度目の 17 東京行幸…事実上の 18 東京遷都

中央集権への道 (地方制度) 1868~71

19 1868. 20 **政体書**…21 府藩県三治制…旧幕領に府県(知府事・知県事)、他は藩(藩主)のまま。

22 1869. 6 23 **版籍奉還** ←戊辰戦争の終結(5月) 藩の残存が新政の障害

領地(版図)と人民(戸籍)を天皇に返還→新政府が統一的に支配

旧藩主を 24 **知藩事** に任命…地方官として現地で藩政 ただし世襲は禁止

薩摩・長州・土佐・肥前の藩主がまず上表(木戸・大久保らが画策)→各藩も返還

→中央集権の実は上がらず…旧大名は実質的には温存

各地(特に府県)で農民一揆、長州で脱藩騒動などの混乱

25 1871. 7 26 **廃藩置県** ※薩摩・長州・土佐から召集した1万の 27 **親兵** を背景に決行

知藩事を罷免し、中央政府から 28 **府知事** ・29 **県令** (1886以後は県知事)を派遣

→東京に居住、俸禄(藩石高の1割)を支給、藩の負債を政府が肩代わり

3府(東京・大阪・京都)302県→11月には3府72県→1888年に3府43県

1872. 30 大区・小区制…府県の下に大区(区長)、その下に小区(戸長)を置く

画一的 江戸時代の自治的な村を無視

中央集権への道（中央制度） 1868～71

1868. 31 政体書…32 太政官制の復活(33 七官制) →以後、内閣制度(1885)まで基本は変わらず
 34 アメリカ合衆国憲法を模倣した 35 三権分立制 36 官吏互選など欧米政治の導入

37 太政官 $\left\{ \begin{array}{l} \text{〈立法〉 議政官—上局(議定・参与)・下局(各藩選出の貢士)} \\ \text{〈行政〉 行政官・38 神祇官・会計官・軍務官・外国官} \\ \text{〈司法〉 刑法官} \end{array} \right.$

1869. 39 版籍奉還後の太政官制改革(40 二官六省制)…大宝令に近い復古的な官制

〈行政・司法〉 $\left\{ \begin{array}{l} 41 \text{ 神祇官…太政官から独立 ←政府の神道国教化政策} \\ 42 \text{ 太政官—43 外務省・民部省・44 大蔵省・兵部省・刑部省・45 宮内省} \\ \text{左大臣・右大臣・大納言・47 参議(西郷・木戸ら)} \end{array} \right.$

〈立法〉 (下局→) 48 公議所→49 集議院 …各藩の代表 影響力は弱い

1871. 50 廃藩置県後の太政官制改革(51 三院制)…集権体制の整備、神祇官の廃止

太政官 $\left\{ \begin{array}{l} 52 \text{ 正院(最高機関…55 太政大臣・左大臣) \\ 53 \text{ 左院(立法) \\ 54 \text{ 右院(各省の連絡会議)} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} \text{・右大臣・参議} \\ \left. \begin{array}{l} 56 \text{ 神祇省・外務省・57 工部省・} \\ \text{大蔵省・兵部省・58 文部省・} \\ \text{司法省・宮内省} \quad \text{※ 長官は 59 卿} \end{array} \right\} \text{ 八省}$

※その後、省は新設・改変 〈例〉60 内務省・61 農商務省・教部省・62 陸軍省・63 海軍省など

☆64 藩閥 政府の基礎…薩長土肥4藩出身者と公卿のみで政権を構成

☆65 明治維新…江戸末～明治初の政治改革 「66 御一新」と呼ばれ期待が大きかった。

【正誤問題に挑戦】 <1991本試験、1992年追試験[改]より>

- (1) 廃藩置県により、それまでの諸藩の連合政権的な中央政府のあり方は変えられて、太政官制が初めて採用された。
- (2) 廃藩置県の後も、旧来の知藩事が引き続き府知事、県令となって租税の徴収などの行政を担当した。